

財団法人骨髄移植推進財団 P B S C Tに関する委員会 規則

制 定 平成21年 6月14日

(目 的)

第1条 この規則は、財団法人骨髄移植推進財団委員会規程(以下「委員会規程」という。)第16条に基づき、特別諮問委員会であるP B S C Tに関する委員会(以下、「委員会」という。)の組織及び運営に関する事項を定める。

(所掌業務)

第2条 委員会は、理事長の諮問を受けた本財団の行う末梢血幹細胞移植(P B S C T)事業に係る事項について審議する。

(組 織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、理事長が委嘱する。

2 委員は次に掲げる者の中から委嘱する。

(1) 末梢血幹細胞移植に関して知識・経験のある有識者

(2) その他理事長が必要と認める者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は理事長が指名する。

2 委員長は、会務を整理し、委員会の議長を務める。

3 委員会に副委員長を置き、副委員長は委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は原則として平成21年7月1日から平成23年3月31日とする。但し、必要に応じ延長することができる。

(規則の変更)

第6条 この規則は、理事長の承認を得て変更することができる。

(細 則)

第7条 この規則に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な細目は、委員長が定める。

(準 用)

第8条 委員会規程第2条第2項の規定に基づき設置する部会等の運営に当たっては、同規程第12条第2項及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会等」と、「委員長」とあるのは「部会等の長」と読み替えるものとする。

(庶 務)

第9条 委員会の事務は総務部において行う。

附 則

この規則は、平成21年 6月14日から施行する。